

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区分		起訴事件											区分	
		前年からの 繰越未決	本年 の 訴	計	有罪無罪							懲役刑を科せられたも のの人員	有罪に係る人員及び金額	
					公消	訴	權滅	未	決	人員	金額		人員	金額
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	内	1	千円
		2	-	2	1	-	-	-	1	1	1		11,000	申告所得税
法人税	外	1	3	4	4	-	-	-	-	3	内	4	41,500	法人税
その他	外	-	3	3	2	-	-	-	1	2	内	2	50,000	その他
合計	外	3	6	9	7	-	-	-	2	6	内	3	102,500	合計

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
- 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
- 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 件 1	第 159 条	外 件 4	脱税犯規定	外 件 2
第 243 条 <small>〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕</small>	外 件 -	第 163 条 <small>〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕</small>	外 件 4 -	両罰規定	外 件 1 -
合 計	外 件 1	合 計	外 件 4	合 計	外 件 1 2

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。

2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 捜査及び処理状況

区分			酒税								揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分		
			免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
要件 処 理数	前年度から の繰 越 処 理未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から の繰 越 処 理未 済			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
処 理 済 件 数	検 挙	外															検 挙			
			-	-	5	5	-	5	-	-	-									
処 理 済 件 数	通告 処 分	外															通告 処 分			
			-	-	5	5		5	-	-	-									
処 理 済 件 数	告 発	外															告 発			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-									
処 理 済 件 数	その 他	外															その 他			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-									
処 理 済 件 数	通知 処 分	外															通知 処 分			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-									
処 理 済 件 数	不 告 発	外															不 告 発			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-									
処 理 済 件 数	処 公 訴 權 消 滅	外															処 公 訴 權 消 滅			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-									
本年度未済件数																				
犯 税 則 に 係 る 額			千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 税 則 に 係 る 額			
通 罰 科 金 相 當 額			外	-	-	1,119	1,119		1,119	-	-	-	-	-	-	-	通 罰 科 金 相 當 額			

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間ににおける間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況（続）

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区分				
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分									
要件 処 理数	前年 度 か ら の 継 越 処 理 未 済		外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年 度 か ら の 継 越 処 理 未 済	要件 処 理数			
	検 挙		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	検 挙			
処 理 済 件 数	通 告 処 分		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通 告 処 分	処 理 済 件 数			
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取 税 官 吏	告			
処 理 済 件 数			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その 他	発			
通 知 処 分			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分				
処 理 済 件 数	不 告 発		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		処 理 済 件 数		
	處 公 訴 分 權 消 前 減		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	處 公 訴 分 權 消 前 減				
本 年 度 未 済 件 数	外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数				
犯 税	犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額			
通 罰	科 金 相 當		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,119	通 罰 科 金 相 當			

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分			酒 税			揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要履行件数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 濟	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 濟	要履行件数	
	通 告 处 分	外	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通 告 处 分	
	計	外	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	計	
履行等件数	通 告 不 履 行 に よ る 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 に よ る 告 発	履行等件数	
	通 公 告 権 消 後 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 公 告 権 消 後 減		
	通 告 履 行	外	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	通 告 履 行	
	計	外	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	計	
本 年 度 未 履 行 未 濟 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 履 行 未 濟 件 数		
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1,119	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免許者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの	
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者										
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56条第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	90,744	-	5	90,744	-	-	
〃 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	90,744	-	5	90,744	-	-	
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 (外) 書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数								
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
〃 第2号	-								
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合計	-								

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
		〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
		〃 第3号	-	〃 第3号	-		
		〃 第4号	-				
		〃 第5号	-				
		第24条第1号	-				
		〃 第2号	-				
		〃 第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。